

日本脳炎の予防接種を受けましょう

今年度 18 歳になる人へ案内を送付



日本脳炎は、数日間の高熱や頭痛、嘔吐などで発病し、その後意識障がいや脳の障がいが起こります。また、発症した人の 20% から 40% が死に至るといわれています。市は、日本脳炎 2 期の予防接種を積極的に勧める対象者へ、7 月上旬に個人通知を送付します。

●今年度日本脳炎予防接種を積極的に勧めている人
▷今年度 18 歳になる人（平成 15 年 4 月 2 日～16 年 4 月 1 日生まれ）

詳しくは、市公式サイトで確認してください。
【問】市健康づくり課健康係（☎ 77・8536）

●日本脳炎予防接種実施医療機関

※乳=乳幼児、小=小学生以上

実施医療機関名	住所	電話番号	乳*	小*	実施医療機関名	住所	電話番号	乳*	小*
わたなべ内科クリニック	立石 890	72-1636		○	幾嶋医院	田脇 754-3	73-3411		○
高橋皮ふ科医院	本町 6-1	74-4155		○	整形外科・皮膚科・柳川ツジ医院	柳河 867-3	72-1122	○	○
二宮医院	本町 20	73-2600	○	○	古賀医院	柳河 815	72-2207	○	○
まつなが内科クリニック	鬼童町 49-1	72-5711		○	鎌田クリニック	高畑 253-1	72-2224	○	○
大城医院	矢留本町 30	73-2427		○	三橋長田医院	今古賀 210-2	72-4171		○
よこち小児科医院	上宮永町 131-1	72-1800	○	○	辻小児科・アレルギークリニック	下百町 209-4	32-9898	○	○
甲斐田医院	西浜武 1073-1	72-3435	○	○	藤野医院	中島 1054-2	76-0011	○	○
金子病院	久々原 65	73-3407	○	○	津留医院	豊原 130-9	74-5099		○

放置されている危険な老朽家屋の解体費を補助

補助金額は解体費用の 2 分の 1 で上限は 45 万円、市建設課へ早めに相談を

老朽化して放置された家屋が倒壊したり、建築資材が飛散したりするなど、周りの住環境に悪影響を及ぼすような危険な家屋が増えています。市は、老朽家屋を解体する費用を補助します。なお、補助は原則、同じ敷地内で 1 回限りです。

●対象建築物 次のすべての要件に当てはまる建築物
▷周辺の住環境を悪化させ、放置されている木造か軽量鉄骨の建築物（住宅）

▷床や基礎、外壁など、老朽度の判定基準による各評点の合計が 100 点以上の建築物

▷所有権以外の権利が設定されていない建築物

▷地方公共団体や独立行政法人などの所有権がない建築物

▷公共事業による移転、建て替え、その他の補償の対象でない建築物

●申請資格 次のすべてに当てはまる人

▷老朽危険家屋の所有者か所有者の相続関係者

▷暴力団の構成員でない人

▷市税の滞納がない人

●補助金受取までの流れ

①市建設課へ相談



- ②同課で内容を確認、現地調査
- ③申請書や工事見積書などの書類を同課へ提出
- ④交付決定後、解体工事
- ⑤事業完了報告書などを提出して補助金を受け取る

●補助金額 解体費用の 2 分の 1、上限 45 万円まで

※補助金の交付決定前に工事に着手しているときは補助対象外。市建設課へ早めに相談してください。

【問】同課建築係（☎ 77・8544）



老朽家屋

避難所の空き状況をスマホで簡単に確認

株式会社 VACAN と避難所の混雑情報配信に関する協定を締結



リモートで行われた締結式で協定に署名した河野代表取締役（左）と金子市長（右）

市は、株式会社 VACAN と「災害発生時における避難所の混雑情報配信に関する協定」を結びました。この協定で、災害時には同社が提供するサイトで市内 52 カ所の避難所の空き情報をリアルタイムで確認することが可能になります。サイトは、スマートフォンやパソコンで閲覧可能。また、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、災害が起きたときに避難所で密を避け、避難者を効率的に誘導することもできます。5 月 27 日の締結式で、同社の河野剛進代表取締役は「避難所の運営に生かしてほしい」と話しました。

【問】市総務課安全安心係（☎ 77・8153）

避難所ごとの混雑状況を確認できます。混雑状況は、「空いています」「やや混雑」「混雑」「満」の 4 段階で表示されます。

VACAN

市過疎地域持続的発展計画(案)に対する意見を募集

募集期間は 7 月 2 日から 16 日まで

新しい過疎法が 4 月に施行され、旧大和町が過疎地域として指定されました。そのため市は、「柳川市過疎地域持続的発展計画(案)」を策定。この計画は、過疎地域の抱える課題を解決するための方針、事業を示すものです。この計画に沿って、今後、国や県の財政支援を受けて、持続的な発展を目指していきます。広く市民の皆さんの意見や提言などを反映させるため、計画案に対する意見を募集します。

●募集期間 7 月 2 日（金）～16 日（金）

●閲覧場所 市役所柳川庁舎 3 階企画課、大和・三橋庁舎市民サービス課、市立公民館、あめんぼセンター、総合保健福祉センター（それぞれ閉庁、閉館日は閲覧不可）。

※市公式サイトでも閲覧できます。



意見募集

●意見を提出できる人 ▷市内に住んでいるか、市内に通勤・通学している人▷市内に事務所や事業所がある個人や法人、団体など

●提出方法 閲覧場所に備え付けの意見等申出書に必要事項を記入し、市企画課企画係（〒832-8601、本町 87 番地 1、FAX74・5520、電子メール kikaku@city.yanagawa.lg.jp）へ直接か郵送、ファックス、メールのいずれかで提出

●意見の取り扱い 提出された意見は、市の考え方とともに市公式サイトで公表

※同計画に関する賛否の結論だけを示したものや、関係のない意見には市の考えを示さない場合があります。※意見を公表するときは意見を提出した人の個人情報には掲載しない他、目的以外に使用しません。

【問】同係（☎ 77・8423）